

○「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(仮称)」の骨子案に対する意見結果【22名、43項目】

整理番号	意見者番号	意見箇所	意見概要	対応
1	14	1 条例制定の趣旨(前文) (1)犯罪のない安全で安心な地域社会の実現が、県民生活や社会経済の発展の基盤となるものである。	「社会経済の基盤」と言い切るより、「社会活動の基盤」としたほうが妥当ではないでしょうか。	犯罪のない安全で安心な地域社会の実現が、県民生活の発展とともに、経済活動の発展をもたらすと考えており、ご指摘の事と同趣旨のものとして、条例前文で「県民生活や社会経済の発展の基盤」と表記しました。
2	7	1 条例制定の趣旨(前文) (2)少子高齢化、国際化、家族形態の変化などの社会環境の変化が、人々の価値観や生活様式を多様化させ、ひいては、地域社会の連帯意識や人間関係の希薄化、また、社会的な規範意識の低下が危惧されている。	「国際化」を「国際化(多国籍外国人労働者の増加)」としてはどうでしょうか。	「国際化」には、ご指摘のことも当然に含まれていると考えております。 また、条例前文で、今回の取組が岐阜県における多文化共生社会の実現のための施策の一助となる意味を込めて、「地域で暮らすものが積極的に地域活動に参画し、多文化共生の地域づくりに配慮することで、互いに信頼し合い、連携し、協力して地域社会の連帯を深め、暮らしやすい生活環境づくりを進めていく」と表記しました。
3	14		「少子高齢化などの社会環境の変化」と「人々の価値観の多様化」は、時系列的および相互の関係性において同時進行してきたのではないのでしょうか。 その意味では、「少子高齢化、国際化、家族形態の形骸化とともに(あるいは形骸化とあわせて)人々の価値観が多様化してきた。」とするほうが良いのでしょうか。	ご指摘のことについて十分に検討した結果、条例前文で「少子高齢化等の社会情勢の変化は、人々の価値観や生活様式を多様化させ」と表記することとしました。
4	14	1 条例制定の趣旨(前文) (4)また、地域で暮らすものが、積極的に地域活動に参画することで、お互いに信頼し、連携し、協力しあって、地域社会の連帯を再構築していく必要がある。	「お互いに信頼し、」を「お互いに理解し、(あるいは理解し合うことで信頼し)」にかえるほうが現在の世情に(なかなか信頼できる世の中ではない)あっているのではないのでしょうか。	条例の目指す方向性としては地域社会における「信頼」関係の構築だと考えており、「理解」を前提にした「信頼」という意味で、条例前文で表記することとしました。

○「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(仮称)」の骨子案に対する意見結果【22名、43項目】

整理番号	意見者番号	意見箇所	意見概要	対応
5	20	1 条例制定の趣旨(前文)、 2 条例の目的	この条例は、連携・協力体制の整備と生活環境の整備が主な内容だと思います。 一般に安全・安心まちづくりには人づくりも重要なことなのですが、条例の趣旨・目的ではそのことが正しく読み取れません。	ご指摘のとおり、人づくりは重要なことと考えており、具体的には、地域の防犯ボランティアのリーダーになっていただける方を養成する「防犯寺小屋」の実施などを通して、支援してまいります。 県民の皆さん、事業者の皆さんなどの安全・安心まちづくりの取組が進むように、県としても人材育成を行っていくこととし、条例第12条第2項にその旨を規定しました。
6	22	1 条例制定の趣旨(前文) 又は 2 条例の目的	今回の条例で犯罪と考えているものは何か示して欲しい。 ゴミの不法投棄や環境汚染も、生活上の安全・安心の問題ではないでしょうか。	今回の条例は、県民の皆さん、事業者の皆さん、行政などが一緒になって、地域で身近におこりうる犯罪の発生を防止していくことを目的に考えていますから、具体的な犯罪を限定することは考えておりません。 ゴミの不法投棄や環境汚染についても、地域の安全・安心に影響を及ぼす問題であると認識しており、条例前文では、そういった取組も進むように、「暮らしやすい生活環境づくり」を進めていくことを表記しました。
7	10	1 条例制定の趣旨(前文) 又は、 3 基本理念	安全・安心まちづくりを進めていく中で、結果として「地域社会の一員ではないよそ者は不審者として、まず疑ってかかる」といった閉鎖的な風潮を生み出さないように気をつけなければならないと考えます。 このため、この点を明らかにするためにも、「人を疑うことなく、信頼を基盤とする安心な社会の実現」という理念を追加してはどうでしょうか。	条例前文の「地域で暮らすものが積極的に地域活動に参画し、多文化共生の地域づくりに配慮することで、互いに信頼し合い、連携し、協力して地域社会の連帯を深め」ていくこと、条例第3条第4項の「県民等が、互いに守り合い、支え合う地域社会が形成」されていくことが、ご指摘のあった「信頼を基盤とする安心な社会の実現」につながるものと考えております。

○「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(仮称)」の骨子案に対する意見結果【22名、43項目】

整理番号	意見者番号	意見箇所	意見概要	対応
8	22	2 条例の目的 以下の項目で、「安全・安心まちづくり」とあるところ	<p>制定の趣旨のところでは犯罪に対する安全・安心となっていますが、2以下の「安全・安心まちづくり」では、災害や環境なども含めたものと間違われやすいので、災害や環境は別に定めることを明記してみてもはどうでしょうか。</p> <p>また、市町村やNPO等の取り組んでいる「安全・安心まちづくり」とどのような相違点があるのかははっきりさせたほうがよいのではないのでしょうか。</p>	<p>条例第1条で、「安全・安心まちづくり」という言葉を、「県民等による犯罪の防止のための自主的な犯罪防止活動並びに県、市町村、及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備」と定義づけました。</p> <p>なお、市町村やNPO等の皆さんが「安全・安心まちづくり」として取り組まれる活動は、防犯活動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備の面で、この条例の趣旨と重なるものと考えます。</p>
9	9	3 基本理念 (3)子ども、高齢者等の安全確保に配慮すること	<p>詳しい案が書かれていないが、どのようなことを考えているのでしょうか。</p>	<p>条例第13条の「学校等における児童等の安全確保」、第14条の「通学路等における児童等の安全確保」及び第15条の「児童等の安全教育の充実」を規定し、学校や通学路での安全を確保するために必要と考えられる対策などをまとめた防犯指針をつくるほか、安全教育の充実等を図ってまいります。</p> <p>また、条例第16条の「高齢者等の安全確保」の具体策については、防犯や消費生活、交通安全出前講座などを通して、安全で安心して暮らしていけるための情報提供、助言を行ってまいります。</p>

○「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(仮称)」の骨子案に対する意見結果【22名、43項目】

整理番号	意見者番号	意見箇所	意見概要	対応
10	19	3 基本理念 (3)子ども、高齢者等の安全確保に配慮すること	子ども、高齢者等の安全確保とされていますが、障がい者や日本(岐阜県)の生活にまだ慣れていない外国人も対象になるのではないのでしょうか。 近年、単身世帯や高齢者世帯が増えているので、地域ぐるみで犯罪を防止する意識が県民に求められていると思います。 行政や事業者と協力あるいは連携という観点からも対象者は具体的に明記すべきではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、子どもや高齢者の方以外にも、障がい者の方や県内に在住される外国人の方など犯罪の防止に配慮すべき様々な方がおられると考えております。 条例第3条の「基本理念」では、これらの方々の中で特に犯罪被害にあわれやすい方を例示として表記し、それ以外にも犯罪の防止に配慮すべき方々がいることがはっきりとわかるよう、「乳幼児、児童、生徒、高齢者その他の犯罪の防止に配慮を要する者」と表記しました。
11	15	4 責務・役割・協力 (1)県の責務	ボランティア活動を行う上での不満は、「警察がしっかりやらないから、自分たちがやるはめになってしまう。」ということです。例えば、明らかに駐車違反があっても、パトカーは素通りです。そんな違反者に、私たちが注意しようとすれば、「警察さえも注意しないことを、なんで素人に注意されにやいかん！」と逆切れさせてしまいます。 普段からプロとしての県行政が、しっかり取締をしている前提があればこそ、県民ボランティアの参加は一層の効果をもたらすものです。県行政の役割を、もっと具体的に、また積極性のある表現で条例に盛り込みたいと思います。	ご指摘のとおり、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するためには、行政施策や警察活動を一層推進することが非常に大切なことと考えております。 条例第10条で「安全・安心まちづくりに関する行動計画を策定する」ことを規定し、その中で具体的な取組について検討してまいります。

○「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(仮称)」の骨子案に対する意見結果【22名、43項目】

整理番号	意見者番号	意見箇所	意見概要	対応
12	15	4 責務・役割・協力 (1) 県の責務	県行政職員も地域での暮らしがあって、住民としての立場があるはず。一住民として県職員は、安全・安心まちづくりに普段どのように関わっているのでしょうか。先の裏金問題、なぜ起きたのか、なぜ継続してきたのか、それは、ひとつには「県職員は県民の見本である」という自覚がなかったからではないか。この裏金問題を払しょくするためにも、地域活動で一住民として能力を充分発揮するべきだと思います。そのことを、この条例に盛り込み、県民の見本となる職員の姿を県民の前で見せていただきたいと願っています。県職員、県外郭団体等関係者、市町村、国、及びその関係者を合わせると相当な数の動員が期待できます。	ご指摘のことにつきましては、裏金問題の契機に「岐阜県職員倫理憲章」を制定し、県職員も地域活動への積極的な参加などに務めていくこととしており、今後ともその取組を進めてまいります。
13	16	4 責務・役割・協力 (1) 県の責務 イ 県は、施策の実施にあたっては、国・市町村との連絡調整を緊密に行う。	地域住民のボランティアによる犯罪防止活動は、警察のサポートが重要です。行政の中でも、地域住民の暮らしに密着し、治安を保つための専門的な職務であることから、指導・援助に加えて、深い知識があります。このことから、(イ)に次のことを加えてはどうでしょうか。 警察は、県の施策を推進するにあたって、地域における安全・安心まちづくりのために連携を深めるとともに情報提供、迅速・適切な指導、協力を行う。	条例の中でいう「県」は、知事部局や教育委員会、警察などすべての県の機関が含まれている意味で使用しており、これらの機関が相互に連携、協力して施策の推進に努めてまいります。
14	22		施策の実施とありますが、「計画」の実施も入れてはどうでしょうか。	条例第10条では、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的に推進するために、「安全・安心まちづくりに関する行動計画を策定する」ことを規定しております。
15	20	4 責務・役割・協力 (2) 県民の責務 イ 県民は、県、市町村、自治会等が実施する安全・安心まちづくりに関する施策、活動に協力するよう努める。	「協力するよう努める」では表現が弱く曖昧に受け止められます。積極的に参加するよう努めるなどもう少し強いあるいは明確な表現にすべきではないでしょうか。	条例第5条及び第6条では、県民の皆さん、事業者の皆さんに、積極的に安全・安心まちづくりに取り組んでいただきたいとの意味を込めて、「…努めなければならぬ」と表記しました。

○「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(仮称)」の骨子案に対する意見結果【22名、43項目】

整理番号	意見者番号	意見箇所	意見概要	対応
16	7	4 責務・役割・協力 (3)事業者の責務 イ 事業者は、安全・安心まちづくりに関する活動に自ら積極的に取り組むとともに、その従業員等が安全・安心まちづくりに関する活動に参加しやすい環境を整備するよう努める。	「従業員等」を「従業員等(多国籍外国人従業者を含む)」としてはどうでしょうか。	条例は、県内にお住まいの県民の皆さんの全てを対象にしており、岐阜県多文化共生推進基本方針の趣旨からも、「従業員等」には外国籍の方も当然に含んでいます。 また、条例前文で、今回の取組が岐阜県における多文化共生社会の実現のための施策の一助となる意味を込めて、「地域で暮らすものが積極的に地域活動に参画し、多文化共生の地域づくりに配慮することで、互いに信頼し合い、連携し、協力して地域社会の連帯を深め、暮らしやすい生活環境づくりを進めていく」と表記しました。
17	7	4 責務・役割・協力 (3)事業者の責務	「オ 多国籍外国人労働者への防犯上の安全確保のための教育をするよう努める。」を追加してはどうでしょうか。	
18	22	4 責務・役割・協力 (4)自治会等及びボランティア団体等の役割 イ 自治会等及びボランティア団体等は、県、市町村が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努める。	自治会等及びボランティア団体等に、事業者の活動に協力することを追加してはどうでしょうか。 また、事業者の方に、ボランティア団体等の活動への協力を入れるかどうか検討してください。	条例では、自治会等、ボランティア団体等、事業者の皆さんに、極力無理のない形でご協力がいただけると考える部分について記載しました。 ご指摘のあったことにつきましては、県、市町村、県民、事業者、自治会等、ボランティア団体等の皆さんが連携し、協力していくことを条例第3条の「基本理念」で規定するとともに、そういう体制づくりの整備を進めることを条例第9条の「推進体制の整備」のところで規定することで総括的に含めることとしました。
19	14	4 責務・役割・協力 (5)市町村との協力	条例は県が主体であるので、「(1)県の責務」に入れるのが適当ではないでしょうか。そのようにする場合、イ項の国とは別項目としてあげたほうがよいと思います。 あるいは「5 推進体制の整備」のなかで表現することもよいのではないのでしょうか。	条例骨子案をつくる過程で実施しました「岐阜県安全・安心まちづくり地域連携会議(ワークショップ)」においても、県民の皆さんなどから、市町村の果たす役割の重要性のご指摘をいただいております。そのことを明確化する意味で、条例第8条では、「地域における安全・安心まちづくりを推進する上での市町村の役割の重要性にかんがみ」と表記しました。
20	20	4 責務・役割・協力 (5)市町村との協力 以下の項目で、「情報の提供」とあるところ	情報の提供にあたっては、積極的な収集が必要で、それによって連携・協力が一層高まると思います。 「情報の収集・提供」としてはどうでしょうか。	条例第9条で「県、市町村及び県民等が情報を共有し、意見を交換し、互いに連携し、及び協力することができる体制を整備する」ことを規定し、そのような連携や協力の中で、積極的な情報収集に努めてまいります。

○「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(仮称)」の骨子案に対する意見結果【22名、43項目】

整理番号	意見者番号	意見箇所	意見概要	対応
21	22	5 推進体制の整備 県は、安全・安心まちづくりを推進するため、県、市町村、県民等が意見を交換し、相互に連携し、協力することができる体制を整備する。	意見交換をする当事者を明確にするため、「相互に」の位置を変えてはどうでしょうか。 【修正前】 「県、市町村、県民等が意見を交換し、相互に連携し、協力する」 【修正後】 「県、市町村、県民等が相互に意見を交換し、連携して協力する」	ご指摘の点について十分検討した結果、条例第9条では、「…意見を交換し、互いに連携し、及び協力する」と表記し、「互いに」という言葉を、連携や協力を一層推進されるようなニュアンスで使用しました。
22	2	7 広報及び啓発	県民の安全・安心まちづくりを期するためには各町内の自治会を中心に啓蒙した方が効果がでるのではないのでしょうか。	ご指摘のとおりで、県内市町村などとも連携しながら、自治会等を含めた県民の皆さんへの情報発信に努めてまいります。
23	12	8 県民等の自主的な活動の支援及び促進	次のような自主的な地域の各活動組織があるので、そのネットワークづくりの支援促進の項目を入れてはどうでしょうか。 活動の底辺拡大に非常に役立ち、住民の意識も高揚するものと思います。 (1)〇〇地域見守り隊 (2)〇〇地域子ども抑止隊(よくしたい) (3)〇〇校区子ども見守り隊 (4)〇〇校区パトロール	条例第12条で「県民等の自主的な活動の支援及び促進」について規定し、様々な自主的な防犯活動を実施されている団体等への支援を行ってまいります。また、条例第10条で「安全・安心まちづくりに関する行動計画を策定」することを規定し、その具体策等を検討してまいります。
24	8	9 学校等における子どもの安全確保 (4) 学校等の設置・管理者は、保護者、地域住民、当該学校等の所在地を管轄する警察署長と連携し、子どもが犯罪被害に遭わないようにするための教育を充実するよう努める。	大規模集客施設では若い世代の万引きが多いと感じています。 犯罪に遭わないための教育は重要ですが、一方で規範意識の高揚、社会ルールの遵守などを、これからの時代を担う子どもたちに教育(学校教育、家庭教育など)することも必要ではないのでしょうか。	県では、MS(マナーズ・スピリット)リーダーズ活動(高校生が自ら企画し、自発的に取り組む「生徒の生徒による 生徒のための非行防止・規範意識啓発活動」)などを通して、青少年の健全育成を図っており、今後ともその推進に努めてまいります。また、条例第10条で「安全・安心まちづくりに関する行動計画を策定」することを規定し、その中で上記を含めた各種の施策を検討してまいります。
25	20		子どもが犯罪加害者になることが現実にあります。被害に遭わないことばかりでなく、加害者にならない教育も必要ではないのでしょうか。	

○「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(仮称)」の骨子案に対する意見結果【22名、43項目】

整理番号	意見者番号	意見箇所	意見概要	対応
26	11	10 通学路等における子どもの安全の確保 又は、 14 犯罪の防止に配慮した施設等の整備 の後に	青少年に対して皆が注意できるようにするためにも、青少年問題のことも条文化してはどうでしょうか。 たとえば、次のようなことを盛り込めないでしょうか。 (1) 県民は地域の青少年を守り、時には諭すよう努める。 (2) 県は、青少年に対し、深夜徘徊、喫煙、万引き等を防止するために周知をする。 (3) 事業者は、青少年に対し、(禁止事項を提供するなど) 違反なことをしないよう務める。	県では、岐阜県青少年健全育成条例(昭和35年条例第37号)の中で、ご指摘のあった内容を条文化しており、青少年健全育成計画の実施などを通して、今後ともその推進に努めてまいります。 また、条例第10条で「安全・安心まちづくりに関する行動計画を策定」することを規定し、その中でも各種の施策を検討してまいります。
27	3	12 犯罪の防止に配慮した住宅の整備等	マンション、アパート建設がブームとなっている中、所有者は管理会社に任せきりで、管理会社は必要最低限の管理しかしていません。 町内会運営、子ども会、ゴミ出し、駐車トラブル、独居老人(介護、葬儀)、防火・防犯などの問題で、周辺住民にも少なからず影響を受けるので、具体的な管理責任を課すべきではないでしょうか。 たとえば、 (1) 町内会会議への招請応諾義務 (2) 所有者、管理者の連絡先通知義務 (3) 入居者への指導、連絡義務 (4) 入居者の定期的把握義務	平成20年度から財団法人岐阜県防犯協会が運用を開始する「岐阜県防犯優良マンション認定制度」では、マンションやアパートの責任者の方に、その居住者の方による自主的な防犯活動の取組が進むように努めていただく予定です。 県といたしましても、この認定制度の普及などを通して、ご提案いただいたような地域との連帯が円滑に進んでいくことを期待しております。
28	3		マンション、アパートへの外国人居住も増えているので、その管理の適正化を進めるべきではないでしょうか。	
29	6		現在検討が進められている「岐阜県防犯優良マンション認定制度」の普及を推進して欲しいと思います。	住宅に関する防犯指針の普及に合わせて、ご指摘のあった制度の普及に努めてまいります。
30	4	13 犯罪の防止に配慮した道路等の整備等 (1) 道路等の設置・管理者	河川敷や橋架下等はたまり場となりやすいことから、道路等に河川敷を入れてはどうでしょうか。	条例では、一般的に県民の皆さんがよく利用される設備や施設などに対し、犯罪の防止に配慮した整備や管理を求めていくこととしております。 河川敷やその橋架下等についても、必要に応じ、地域の皆さんや河川管理者、警察と連携して防犯対策を講じてまいります。

○「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(仮称)」の骨子案に対する意見結果【22名、43項目】

整理番号	意見者番号	意見箇所	意見概要	対応
31	21	14 犯罪の防止に配慮した施設等の整備	深夜営業をする大規模スーパー、コンビニは店内あるいはその駐車場内に人がたむろして、犯罪の温床に成りやすいです。実際に深夜大型スーパーの駐車場で犯罪が起きています。犯罪を少なくするためには、事業者への防犯意識の徹底が必要ではないでしょうか。具体的には防犯カメラの設置、時々カートを片付けながらのパトロール、たむろしている人達への声かけ(ただし複数でしないと犯罪被害者になる恐れがあります)などです。お客さんも何か不審を感じたら店側に言うようにして、お互いに防犯意識を持つようにしてはどうでしょうか。	県といたしましても、県民の皆さん、事業者の皆さんが相互に連携して、犯罪の防止に向けた取組が進むことを期待しております。また、ご指摘のあったような施設につきましては、条例第19条第3項で、犯罪の防止に配慮した施設の構造や設備、注意事項などをとりまとめた防犯指針を策定することを規定し、それを事業者の皆さんにお示しして、犯罪の防止に向けた取組を進めてまいります。
32	7	16 犯罪の防止に配慮した自動車等及び自動販売機の普及等 (1) 自動車、原動機付自転車、自転車の販売業者は、その販売に際し、犯罪の防止に配慮した自動車等及び機器の普及に努める。	多国籍外国人への自動車等販売に対しては、免許証の提示、自賠責保険への加入の確認等を行ってはどうでしょうか。	県では、平成19年7月に「外国人向けの交通安全テキスト」を作成し、外国人の方が自動車を持つ上での注意事項(運転免許証や保険の加入など)もまとめております。今後とも、県内に在住する外国人の方、自動車等販売店の方などへのPRに努めてまいります。
33	13	16 犯罪の防止に配慮した自動車等及び自動販売機の普及等 (2) 自動販売機の設置・管理者は、犯罪の防止に配慮した装備を有する自動販売機を設置するよう、又は当該自動販売機に犯罪を防止するための措置を講ずるよう努める。	たばこ自動販売機については、各メーカーで犯罪の防止に配慮した装備や措置を講じておりますが、一方で、新たな手口に遭うなどいたちごっこの状況にあることも否定できません。このため、今後も犯罪の態様に応じて物理的、経済的に合理的な範囲で必要な措置を講じるとともに、たばこ販売店への犯罪防止のための注意喚起を継続強化していく考えです。以上斟酌の上、条例による過度の(経済合理性を欠く)措置義務が課されることのないように要請します。	岐阜県における自動販売機ねらいの認知件数(警察への届出件数)も、業界関係者の皆さんのご努力により、平成14年度以降減少傾向にあります。今後とも、犯罪の態様に応じて、必要な措置や注意喚起についてご尽力いただくようお願いいたします。

○「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(仮称)」の骨子案に対する意見結果【22名、43項目】

整理番号	意見者番号	意見箇所	意見概要	対応
34	21	17 犯罪防止のための空き地、空き家の適正管理	空き店舗、空き家はこれから更に増加する事が考えられます。 中津川事件のあった建物は、非常に目立つうえ、誰も居なかったから、入ってみたいという誘惑にかられたのではないのでしょうか。 たとえば、空き店舗を地域か市が持ち主から借りてコミュニティに役立てたり、空き家も地域や自治体が間にたつて家が無い人に貸すわけにはいかないのでしょうか？ それが出来ないのなら防犯カメラや照明をあてるなど何か良い方法を更に考えてみたいと思います。	条例第21条で「犯罪の防止のための空地、空家等の適正管理」について規定し、防犯上特に注意が必要な空き店舗、空き家につきましては、引き続き市町村や地域の皆さんの協力のもと、適正な管理がなされるようをお願いしてまいります。
35	1	犯罪のない安全・安心まちづくり施策に関するもの	条例骨子案の1～18項目(案)の推進に期待します。早期取組を切望します。	条例制定を契機に、岐阜県における犯罪のない安全・安心まちづくりの推進を一層努めてまいります。
36	1		事件を起こそうとする加害者が相談できる、聞いてあげられる、助けてあげられる環境の整備、広報(案内)等の取組も必要ではないでしょうか。	ご指摘のことははじめとする県民の皆さんからの様々なご相談を受けられるように、「県民生活相談センター」、「警察安全相談室」などの各種相談窓口を設けており、今後ともいろいろな手段、媒体を用いて広くPRしてまいります。
37	1		人の温かさ、思いやりを、現代の方法で何とか育む方法がないでしょうか。	人の温かさ、思いやりも、地域社会の連帯を深めていくなかで、地域全体で育んでいくことが何よりも大切である意味を含めて、条例前文で「地域社会の連帯を深め、暮らしやすい生活環境づくりを進めていく必要がある」と表記しました。
38	1		守るよりも防ぐ、防ぐよりも起こさない取組が一番の課題と思います。	「自分たちの地域を自分たちで守っていく」という意識の高まりが、地域の中で犯罪が起こらないことにつながっていく意味を含めて、条例前文で「『自分たちの地域の安全は自分たちで守る』意識を高める」ことの必要性について表記しました。
39	5		一人住まいの高齢者が地域で安全に暮らしていけるためにも、地域の医療機関と連携して、どこに住んでいるのか把握すると良いと思います。	条例第3条の「基本理念」で、安全・安心まちづくりに携わる各主体の連携及び協力と、高齢者等の犯罪の防止に配慮を要する者の安全確保について、それぞれ規定しました。

○「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(仮称)」の骨子案に対する意見結果【22名、43項目】

整理番号	意見者番号	意見箇所	意見概要	対応
40	5	犯罪のない安全・安心まちづくり施策に関するもの	犯罪防止の観点から、警察には、一人住まいの若者、勤労者とのコミュニケーションを通して、人を見て欲しいと思います。	今後とも、地域の警察官による各ご家庭の訪問や巡回活動などを通して、地域における犯罪防止や県民の皆さんの安全確保に努めてまいります。
41	9		他県や国とも情報交換をし、安全・安心まちづくりに反映させるべき案を示して欲しいと思います。	条例第4条第2項で「国及び市町村との緊密な連絡調整」について規定しました。また、他都道府県との情報交換も積極的に行ってまいります。
42	17		細部にわたって条例の骨子が検討されています。ただ、草の根のボランティア活動をしている者としては、期待してはいけないと思いつつも、自治体、市町村、特に行政の協力が得られないのが残念でなりません。この条例が「絵に描いたもち」に終わらないことを切望します。	条例第10条で「安全・安心まちづくりに関する行動計画」の策定について規定し、その中で具体的な取組について検討してまいります。
43	18		安全・安心まちづくりへの取組について、特段の意見はございません。また、事業者として、協力できるものについては、今後とも協力させていただきます。	条例の趣旨にご賛同の意見と承りました。今後ともご協力をお願いいたします。